

# 目 次

## I 農業用使用済プラスチック適正処理のあらまし

1 適正処理推進の原則	
(1) 適正処理の基本的考え方	1
(2) 排出事業者の責任と適正処理（廃棄物処理法における位置づけ）	1
(3) リサイクル製品の利用拡大	2
2 適正処理の体制整備	
(1) 適正処理推進協議会の設置	2
(2) 適正処理推進協議会の構成と役割	2
3 適正処理の手順	
(1) 回収システムの構築	3
(2) 農業者への啓発	3
(3) 農業者から農協等への事務委任（事務の代行）	4
(4) 産業廃棄物処理業者の選定及び委託契約	4
(5) 収集場所の設置	5
(6) 収集場所へ運搬する自動車への表示義務	6
(7) 収集時の作業	6
(8) 処理経費の負担	7
(9) 処理コストの低減	7
(10) マニフェスト制度	8
(11) 最終処分現場の確認	9
付図1 農業用使用済プラスチック適正処理の流れ	10
付図2 産業廃棄物とマニフェストの流れ	11
付図3 マニフェストの記入例	12
付図4 マニフェストの様式例	13

## II 事務委託委任状・運搬処理契約書等（参考様式）

1 農業者から農協等への委任状	17
2 産業廃棄物処理業者との契約書	18
3 産業廃棄物管理票	27
4 産業廃棄物管理票交付等状況報告書	28
5 産業廃棄物管理票措置内容等報告書	29

## III 適正処理に関するQ&A

1 収集・運搬・処分	30
2 農業者からの農協等への事務委任（事務の代行）	32
3 産業廃棄物処理業者との契約	33
4 収集場所へ運搬する自動車への表示義務	33
5 マニフェスト制度	34
6 その他	40

## IV 関係法令、通知等

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、政令、規則〔抜粋〕（環境省）	42
2 産業廃棄物管理票制度の運用について（平成23年、環境省）	50
3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（平成17年、環境省）【産業廃棄物管理票制度の厳格化】	68
4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（平成17年、環境省）【収集運搬に係る表示・書面備え付け】	71
5 行政処分の指針について（平成25年、環境省）【廃棄物該当性の判断】	75
6 園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針（平成7年、農林水産省）	80

- 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則の一部改正による産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び書面の備え付けについて（平成17年、農林水産省）……………88
- 8 農業用廃プラスチック再生処理施設から排出される汚泥の取扱いについて（平成24年、農林水産省）【排出汚泥の放射性物質濃度】……………90
- 9 生分解性プラスチックマルチフィルムの処理についての環境省の見解（平成21年）……………94

## V 参考資料

- 1 農業用被覆フィルムの素材別商品名一覧……………95
- 2 地域ブロック、都道府県適正処理推進協議会等一覧
  - (1) 都道府県農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会等……………102
  - (2) 地域ブロック協議会……………104
- 3 農業用廃プラスチック排出及び処理状況(農林水産省調査)
  - (1) 農業用廃プラスチック年間排出量及び処理量の推移……………105
  - (2) 平成23年度農業用廃プラスチック排出および処理状況……………106
- 4 処理業者等への処理委託状況……………136